

兵庫県電子入札共同運営システム西宮市運用基準

1 目的

この基準は、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して西宮市が行う入札（見積合せにより契約の相手方を決定するものを含む。以下「電子入札」という。）及びこれに関する一連の手続に関して、必要な事項を定めるものです。

2 利用資格

電子入札に参加いただくためには、当該年度の西宮市競争入札参加資格を有していることが必要です。本市は、電子入札システムの利用に際して必要なユーザーID及びパスワードを、電子メール等により通知します。

3 西宮市が使用するICカード

本市は、地方公共団体における組織認証基盤（LGPKI）が発行するICカードを使用して、電子署名を行います。

電子入札の開札結果の通知に際しては、財務局財務総括室契約管理課長又はその代理の管理職が、入札執行者としてICカードにより執行者署名を付加するものとします。

前項の開札結果の通知以外の電子入札システムによる契約担当者からの送信に際しては、財務局財務総括室契約管理課担当職員が、入札担当者としてICカードにより担当者署名を付加するものとします。

4 入札参加者が使用するICカードの名義

入札参加者が使用するICカードの名義は、本市に受任者を登録していない場合には代表者、受任者を登録している場合には受任者としてします。

5 入札の期間

入札の期間は、原則として、開札日の前日までとし、その他の期間、日時等は、紙媒体（紙の入札書）を提出して行う入札（以下「紙入札」という。）における取扱いに準じて設定します。

なお、入札書提出締切時刻は、電子入札システムの利用時間の終了時刻よりも前の時刻に設定しますので、ご注意ください。

6 案件の変更

入札執行上の都合により、入札の日時、開札の日時等の変更を行う場合は、入札参加者に対して、電子入札システム上の日時変更通知書により通知するものとします。また、必要に応じて電話等により連絡します。

案件登録後、その内容について錯誤が認められた場合において登録内容を修正する必要があるときには、錯誤が認められた案件の削除を行った上で、改めて案件登録を行うことがあります。

7 紙入札への変更

電子入札システムに生じた障害、天災、広域的停電等のために、電子入札システムを使用できない場合には、入札方法を電子入札から紙入札に変更することがあります。

8 入札内容に関する質疑・回答

入札説明書等の内容に関する質疑の提出及びこれに対する回答は、電子入札システム上の質問回答機能によらず、電話及びファックスによるものとします。ただし、案件の公告文又は公表文等において別の定めがある場合は、これに従うこととします。

9 入札参加申込み

一般競争入札及び公募型指名競争入札に対する電子入札システム上の参加申込みは、一般競争入札においては競争参加資格確認申請書の送信、公募型指名競争入札においては技術資料の送信によるものとします。

10 資料の送信

(1) 入札参加資格確認資料及び工事における工事費内訳書、物品における内訳明細書については、電子入札システムにより電子ファイルを送信することにより提出してください。提出するファイルのファイル名の末尾には、入札参加者の名称を追加してください。(ファイル名の例: 「工事費内訳書_〇〇株式会社.xlsx」)

(2) 本市では、入札参加者へ配布する電子ファイルについて、次のアプリケーションソフトを使用し、表示内容等の確認をしています。入札参加者が、電子ファイルを送信する際は、同アプリケーションソフトで支障なく表示できるファイル形式で作成し、送信してください。なお、電子ファイルには、必要がない内容又は機能(マクロ等)を付加してはなりません。

Microsoft Word2016

Microsoft Excel2016

Adobe Acrobat Reader DC

(3) ファイルを圧縮する場合は、LHZ形式又はzip形式によるものとします。

(4) 案件の公告文又は公表文等において、別に定めがある場合はこれに従うこととします。

11 郵送等による資料の提出

提出資料のうち次に掲げるものは、入札参加者に対して、郵送又は持参(以下「郵送等」という。)を求めることがあります。

① 提出資料に係るファイルの容量が1MBを超えるもの。

② ウイルス感染があることが判明し完全にウイルスを駆除することができないもの。

③ 前各号以外のもので、本市が郵送等によることと指定したもの。

12 注意事項

(1) 工事における工事費内訳書または物品における内訳明細書(以下「内訳書等」)の提出を求める案件においては、第1回目の入札金額に対応した内訳書等(本市が指定するレベルのもの)に係るファイルを入札書の「内訳書」欄に添付して送信してください。

- (2) 入札書等の送信には、使用するパソコンの性能、インターネットへの接続状況等の良否により所要時間に差が生じるので、時間的な余裕をもって送信作業を行ってください。また、送信後には、受信確認通知書を印刷して保管してください。
- (3) 再入札の可能性がある場合には、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、入札者が電子入札に使用するパソコンの近辺で待機し、随時、手続の進行状況を確認してください。
- (4) ICカードが失効、閉塞又は破損した場合には電子入札に参加できないので、できれば予備の同一名義人のICカードを準備しておいてください。

1 3 紙入札の承認

電子入札に対して、原則として紙入札は認めませんが、委託、修繕、物品の入札において以下の場合には、例外的に紙入札により参加ができることとします。

- ①指名競争入札において、電子入札システムへの利用者登録を済ませていないにもかかわらず指名を受け、ICカードを取得していないために、電子入札システムへの利用者登録を直ちに行えない場合。
- ②ICカードの取得又は更新手続き中であり、当該手続き中であることが証明できる場合。
- ③前号の場合の外、入札に参加する者にやむを得ない事由があると認められ、かつ入札手続に支障がない場合。

1 4 紙入札の取り扱い

電子入札に対して紙入札により参加する場合の、入札に関する必要な事項は、原則として本来の紙入札におけるものと同様としますが、次の各号の条件を付します。なお、既に電子入札システムにより受信した競争参加資格確認申請書又は技術資料に係るファイルがある場合には、それらは有効なものとして扱います。

- ①一般競争入札の場合、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料を指定した日時までに指定した場所へ持参すること。
- ②入札書及び案件の公告文又は公表文等で指定した資料を指定した日時までに指定した場所へ持参すること。
- ③入札担当職員が入札者に代わって、入札者から提出された入札書に記載された入札金額を電子入札システムに入力すること。
- ④入札書等への記名押印に際しては、本市に使用印鑑として登録している印鑑を使用すること。

1 5 入札の辞退

入札参加者は、入札書受付締切日時前で、かつ入札書を送信するまでの間に限り、辞退届を送信して辞退することができます。

入札書受付締切日時までに入札書の送信がなく、辞退届の送信もない入札参加者については、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退届の送信があったものとみなします。

入札参加者は、入札書を送信した後に、特別の事情の発生により入札を辞退しようとする場合には、その理由を付して辞退申請書を提出し、本市の承認を求めてください。本市は、辞退理由を審査の上、その承認または却下を申請者に連絡します。却下した場合は、提出された入札書は引

き続き有効なものとして取り扱われます。

1 6 開札状況に関する情報提供

開札手続に非常に時間を要する場合には、電子入札システムに進捗状況を登録することにより、入札者に情報提供を行います。

1 7 くじ引きによる落札者の決定

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、電子入札システムの抽選機能により落札者を決定します。

1 8 再入札

再入札の必要がある場合には、再入札通知書を入札参加者に送信します。再入札に関連する日時設定は、原則として当日内となりますのでご注意ください。

1 9 不調随契

不調随契（再入札を実施し落札者がいないことを理由とする随意契約）を締結するために見積り依頼をする場合には、見積依頼通知書を対象者に送信します。

2 0 打切り

入札を打切る場合には、取止め通知書を入札参加者に送信します。

2 1 開札結果の公表

開札結果の公表については、従前の方法（契約管理課における閲覧及び本市ホームページへの掲載）により行います。

附 則

この基準は、平成18年7月3日から施行します。

附 則

この基準は、平成25年12月4日から施行します。

附 則（平成26年度組織改正に伴う要綱・要領の改正について 平成26年3月31日決裁）

この基準は、平成26年4月1日から施行します。

附 則

この基準は、平成30年11月21日から施行します。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行します。